

都議会のあり方検討委員会設置要綱

(検討組織の設置)

第1 議会運営委員会理事会（以下「理事会」という。）のもとに、「都議会のあり方検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討委員会の調査・検討事項)

第2 検討委員会は、次の事項について調査・検討し、その結果を理事会に報告する。

- (1) 議員の位置づけの明確化について
- (2) 政務調査費について
- (3) その他必要な事項

(検討組織の構成)

第3 検討委員会は、都議会議員のうちから、議会運営委員長が指名する委員9名以内をもって組織する。

自 民 党 3名、 民 主 党 2名、 公 明 党 2名、
日 本 共 産 党 1名、 生 活 者 ネット 1名

(委員長及び副委員長)

第4 検討委員会に、委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、検討委員会において互選する。
- 3 委員長は、検討委員会を招集し、その議事を主宰する。
- 4 委員長は、必要に応じ、検討委員会の了承を得て、関係者の出席を求めることができる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を行う。

(検討結果の報告)

第5 委員長は、検討の経緯及び結果について、適宜、理事会に報告する。

(設置期間)

第6 検討委員会の設置期間は概ね1年とする。

(その他)

第7 ここに定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な次の事項は、委員長が検討委員会に諮って決定する。

- (1) 全体の審議日程
- (2) 参考人の選定、その他参考人の意見聴取の取扱い
- (3) その他

(事務局)

第8 事務局を東京都議会議会局調査部に置く。

附 則

この要綱は、平成19年12月18日から施行する。